

姫 監 公 表 第 1 0 号

令 和 3 年 5 月 2 5 日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	酒 上 太 造
同	駒 田 か す み

## 令和2年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 2 産業局定期監査並びに関係出資団体監査及び指定管理者監査結果報告書
- 3 建設局（後期）定期監査結果報告書

令和2年度 産業局定期監査（行政監査を含む。）並びに関係出資  
団体監査及び指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく出資団体監査及び指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

産業局

中央卸売市場

商工労働部

産業振興課、企業立地推進課、労働政策課、  
道の駅推進室

イ 出資団体監査

(ア) 公益財団法人姫路市中小企業共済センター

(イ) 公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター

(ウ) 株式会社姫路ポートセンター

ウ 指定管理者監査

(ア) 神姫バスグループ共同事業体（姫路みなとドーム）

(イ) 株式会社ビケンテクノ（勤労市民会館）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務（卸売市場事業特別会計にあつては、経営に係る事業の管理を含む。）及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 出資団体監査

監査は、事業が出資の目的に沿って運営されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、会計諸帳票その他関係書類の全

部又は一部を抽出して実施した。

ウ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和2年12月11日から令和3年3月24日まで

イ 出資団体監査

監査事務局及び現地

令和3年2月16日から同年3月24日まで

ウ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和2年12月24日から令和3年3月24日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ア 収入関係事務

(ア) 売場等使用料収入関係事務（中央卸売市場）

(イ) 電気・水道料等償還金収入関係事務（中央卸売市場）

(ウ) 姫路駅北にぎわい交流広場使用料収入関係事務（産業振興課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

(2) 出資団体監査

ア 公益財団法人姫路市中小企業共済センター

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

イ 公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

ウ 株式会社姫路ポートセンター

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

(3) 指定管理者監査

ア 神姫バスグループ共同事業体（姫路みなとドーム）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

イ 株式会社ビケンテクノ（勤労市民会館）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。